

紀美野町第3回定例会会議録

令和6年9月19日（木曜日）

○議事日程（第3号）

令和6年9月19日（木）午前9時00分開議

- | | |
|-----|--|
| 第 1 | 一般質問 |
| 第 2 | 議案第71号 令和5年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 3 | 議案第72号 令和5年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 4 | 議案第73号 令和5年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 5 | 議案第74号 令和5年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 6 | 議案第75号 令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 7 | 議案第76号 令和5年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 8 | 議案第77号 令和5年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 9 | 議案第78号 令和5年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第10 | 議案第79号 令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
------	----

1 番 德 田 拓 嗣
2 番 中 原 和 也
3 番 桐 山 尚 己
4 番 藤 井 基 彰
5 番 上 柏 皖 亮
6 番 埴 谷 高 夫
7 番 七 良 裕 光
8 番 北 道 勝 彦
9 番 向 井 中 洋 二
1 1 番 美 濃 良 和
1 2 番 美 野 勝 男

○欠席議員

1 0 番 伊 都 堅 仁

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康
副 町 長	細 峪 康 則
教 育 長	東 中 啓 吉
総 務 課 長	曲 里 充 司
企 画 管 財 課 長	高 田 真 孝
住 民 課 長	森 谷 克 美
税 務 課 長	調 月 克 久
保 健 福 祉 課 長	森 谷 善 彦
子 育 て 推 進 課 長	黒 崎 智 帆
産 業 課 長	吉 見 將 人
建 設 課 長	中 前 貴 康
ま ち づ くり 課 長	米 田 和 弘
水 道 課 長	長 生 正 信

美里支所長(米田和弘)
消防長 家本 宏
会計管理者 太田 具文
教育次長 東浦 功三
代表監査委員 菊本 邦夫
農業委員会会長 宮西 幸次

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事務局 長 井戸向 朋紀
事務局 書記 西本 貴哉

開 議

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

伊都議員から、欠席届が出ていますので報告します。

これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（美野勝男） 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言願います。

なお、議長の許可を得て通告項目の順を変更することができます。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

本日は3人の登壇を予定しています。

それでは、順番に発言を許します。

9番、向井中洋二議員。

（9番 向井中洋二 登壇）

○9番（向井中洋二） おはようございます。2点質問させていただきます。

1点目、獣害防止対策のさらなる拡充について。

豚熱の感染拡大により、イノシシによる農作物への被害は一時期少なくなっていたが、最近になり山間部を中心に増えてきている状態であります。また、鹿による被害はさらに甚大で、農業者の生産意欲の低下を招いている。そうしたことで、耕作を放棄し、遊休農地が増えることが考えられる。町としては、現在、様々な策を講じ、被害防止に努めていただいておりますが、さらに効果を高めるための考えをお伺いします。

2点目、買物弱者への対策について。

高齢化が進む中、食料品など日常の買物が困難な状況に置かれる方々が増えていると考えられます。買物弱者の実態をどのように把握し、問題解決への考えをお伺いします。

2点、よろしく願います。

（9番 向井中洋二 降壇）

○議長（美野勝男） それでは、向井中洋二議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

吉見産業課長。

（産業課長 吉見将人 登壇）

○産業課長（吉見将人） おはようございます。それでは、向井中議員の1つ目の獣害防止対策のさらなる拡充についての御質問にお答えさせていただきます。

令和3年度に蔓延した豚熱により、イノシシの生息数は一時的に減少したものの、最近の捕獲数から見まして、生息数は戻りつつあると思われまます。鹿につきましても生息数は年々増加しているものと考えてございます。

また、ハクビシンや、アナグマなどによる被害も増加してございましたので、令和4年度より獣害駆除の対象として拡大いたしました。

そのため、令和4年度の獣害捕獲数は940頭、令和5年度は838頭となっております。しかし、大きな被害をもたらしている鹿とイノシシの捕獲は難しく、1日1頭程度と農家の皆様には大変な御迷惑をおかけしてございます。

さて、議員がおっしゃいますように、獣害による被害は耕作者の生産意欲の低下につながっていると考えてございます。実際に、町にそういった相談が年に30件程度ございますが、ほとんどの方は農業経営支援制度を活用し、メッシュ柵や電気柵を設置していただいております。畑を守れたということで喜んでいただいております。

次に、獣害駆除の新たな取組でございますが、令和5年度より鹿の捕獲拡大を目的に、わなによる鹿の捕獲に対する補助金を1万円にかさ上げし、捕獲に努めていただいております。

また、県と猟友会により実施する夜間銃猟は、今年度も国吉地区から毛原地区の山中で実施予定となっておりますが、今回は、夜間銃猟に併せ、餌で誘引した鹿を捕獲するため、県が新たに捕獲おりを設置する予定と聞いてございます。

町では、獣害対策について、これまで制度を拡充するなど、対応してまいりましたが、効果の大きな方法は見いだせてございません。今後におきましても、新しい罠や先進地の獣害対策についても情報を集め、効果的な対策がございましたら、導入してまいりたいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、獣害防止対策のさらなる拡充についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人 降壇)

○議長 (美野勝男) 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦) おはようございます。それでは、向井中議員の2つ目の御質問、買物弱者への対策についてお答えします。

本町では、地域の食料品や日用品を取り扱う個人商店が減少し、独り暮らしの高齢者や、75歳以上の後期高齢者の人口割合が年々高くなっております。

直接お店に行くことが困難な高齢者の方々は、家族の支援や近所の手助け、宅配サービスなどにより買物を行っているところです。

令和5年1月に介護認定を受けている方932人いらっしゃいますが、うち在宅で生活をしている方は582人いらっしゃいます。その方をお世話している介護者である御家族の方にアンケートを実施しましたが、洗濯や掃除のほか、買物の世話に不安を感じる方が17%ありました。

議員御指摘の買物弱者の実態把握までには至っておりませんが、町内で生鮮3食品、肉、魚、野菜や加工食品を取り扱っている個人商店の減少などにより、買物弱者は増加していると推察されます。

また、介護サービスの訪問介護では、介護が必要な方へ入浴や排せつなどの身体介護のほか、生活援助で食事の支援を行っていますが、町内で食料品を買える商店が少なくなり、買物に要する時間がかかるといった意見も聞くようになってまいりました。

買物支援は大きく分けて、買物先への送迎、臨時販売所の開設、移動販売、宅配などがあります。現在、令和4年度から介護サービスの一つとして、きみのりによる長谷毛原地区の介護認定のある方の買物先への送迎サービスがスタートし、高齢者の安心につながっているところです。

また、臨時販売所及び移動販売は、民間の事業者が展開しておりますが、民間営業のため需要のある地域に限定されてしまい、現在、本町東部エリアの販売はされていない状況です。町といたしましても、このような状況を踏まえ、高齢者の方々が地域で安心、継続して暮らせるよう、関係機関と協力しながら、また、町から民間事業者を支援するなど柔軟に検討し、買物支援に取り組んでまいりたいと考えますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長 (美野勝男) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して質問・答弁をしてください。

9番、向井中洋二議員。

○9番 (向井中洋二) 先ほど獣害防止対策のさらなる拡充ということで御答弁いただきました。ありがとうございます。その中でですね、令和4年度、鳥獣害の捕獲数が940頭、また令和5年度では、838頭という御答弁ありましたが、その中でですね、約その被害金額はどのぐらいになってるか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長 (美野勝男) 吉見産業課長。

○産業課長 (吉見将人) 向井中議員の再質問にお答えさせていただきます。

町内における農作物被害でございますが、米それから果樹、野菜で合計しまして420万8,000円と推計してございます。実際に届出のないもの、農済への届出がないものであったり、町が認識していないものも含めると、これ以上420万8,000円以上あるかと思えます。

以上でございます。

○議長 (美野勝男) 9番、向井中洋二議員。

○9番 (向井中洋二) いろんな形で防止策を取っていただいているのは分かっておるんですが、400万円強ということで被害も出ています。その中で被害軽減のために防護、捕獲を同時に行うことが重要であると私は考えておりますので、その中で町では、農業経営支援制度を活用して、メッシュ柵や電気柵で防御に力を入れていただいております。

それでも防ぎ切れていないのが実情ではないかと思えます。この制度で取り付けた防護柵、全体量をですね、適正に取り付けられているのかとか、そういう確認や、また産業課として、町として指導を行うという考えはございませんか。

○議長 (美野勝男) 吉見産業課長。

○産業課長 (吉見将人) ありがとうございます。実際に柵を畑に張っているところ、隙間が空いてそこからイノシシが入って被害を与えたりということもございます。

実際、町内全域を見回るのは非常に難しいところではあるんですが、場合によっては相談に応じて猟友会の方と一緒にですね、現場で見に行ってもうたりもしてるような状態なので、もしひどい被害が出たりとか、そういった要望が多くございましたら、うち

の町の担当者とか、担当としても見に行ったりしてる実際に見に行ったりしてるんですが、今後そういったことも検討してまいりたいなと考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） そういう確認とかいうことには期待をしたいと思います。

もう一つ気になることが、野生動物にですね、集落や農地が安全であると感じさせるのが農地の周辺にある耕作放棄地などの隠れ場所があることだと思っております。その中で耕作放棄地が増える背景には、高齢化で担い手が不足することも事実であるし、その耕作放棄地の管理不足が野生動物が姿を人にさらすことなく農地に近づける環境を提供するものだと考えられます。これらを解消するだけでも被害の軽減につながるのではないかと考えますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人） 向井中議員の再質問にお答えさせていただきます。

実際そのとおりでございまして、耕作放棄地でイノシシが寝てるとかそういった状況はよく聞かせていただいております。そういった相談がございましたら、私どもも猟友会のほうへ協力をお願いして、罾を仕掛けていただいたりという形となっております。

耕作放棄地の解消というのはなかなか農業委員会から通知させていただいてでも、なかなか解消というのは難しい状況でございます。それはやはり、議員が申し上げたように、高齢者の方が多くなって耕作することが困難だよということでお聞きしてございますが、その辺につきましても、農業委員会から畑を荒らさないよということ、今後とも通知とか、広報誌などで知らせていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） この問題につきましては、全国でもいろんな形の中で問題が重要視されてまして、和歌山県にはないんですが、千葉県あたりではですね、この刈り払いの作業をですね、地域で行うようなことに補助をしたりというような事例もあります。こういった考えをこの町としても取り組む考えはございませんか。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人） ちょっとその辺りについてはですね、なかなか面積も広うございまして、なかなか地域に依頼して管理するっていうのを地域の実情もございま

す。今後、そういった先進地についてはちょっと勉強してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 勉強していただけるということで、これは前向きな答弁と考えてよろしいんですか。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） いろいろどういった制度であるか、その地域に対して補助金を出しているであるとか、そういったことも全て検証した上で、事業するかどうかについては最終的に判断したいなと思ひてございますが、まずは先進地について調べてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 今私が質問させていただいたのは、まず防止っていうことでありますが、それと並行してですね、次は捕獲の部分も大事になってくると思ひますので、県内では、猿ですが対象に獣害被害で困っているのが、地域で団体をつくり、町の補助金を受けて、大型罠を設置し、管理していると聞いております。

当町でも、鹿やイノシシを対象にこのような制度を創設してみてもどうか、また、当然お金を出すだけではなく、定期的な巡回や指導についても行ってみたいかどうか、町の考え方をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） ありがとうございます。

実際、現在大型罠を設置して猿を捕獲している町は県内に1か所ございまして、なかなか大型罠で捕獲するのは難しいというお話は聞いてございます。

ただしかし、各地域で大型罠を設置することができれば、少しでも鹿やイノシシの捕獲、被害を抑えることができるのではないかとと思ひてございます。そのため、実際に制度を導入している市町の状況の情報などを収集して、制度化に向けて検討したいと考えてございます。

また、罠の確認や指導につきましては、基本的にそういった地域の団体があればですね、狩猟免許の取得者がメンバーにすることが前提とはなりますが、実際に捕獲していただいているプロというんですかね、特別よく捕られる方であったり、そういった方の協力を得ながらですね、指導のため巡回などもできればと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） この紀美野町の主要産業といたしますか、農業が主であると町長もお考えだと思います。町内の農家の方々は本当に苦勞されて、本当に困っております。実際に鹿やイノシシが増え過ぎて、それを捕獲する猟師さんも減ってきていることは十分理解はしておりますが、町として現状を維持することではなく、常に新たな取組について頑張っていていただきたいと、そういうことを思っております。

その中で、大型おりのですね、設置に関する制度について、捕獲数が少ないかも分かりませんが、何もしなければ減らすことにはとても届きませんので、ぜひともその大型おりの、罠のですね、設置を新たな取組として導入していただければと思いますので、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） いろいろ御提言いただいて、本当にありがとうございます。

本当に農家の方々の御苦勞というのは、いろいろ私も聞いておりますし、十分承知しております。農家の方々の意欲がですね、低下、もう辞めよう、そういうことにならないように、我々も一生懸命頑張っておりますけれども、いろんな新たな取組ってというのは必要だと思いますので、先ほども千葉県の取組もいただいたし、県内でもやっておりますところもあるってことでありますので、そこらはそういった情報をしっかり集めて、いいところはどんどんまねをしていったらいいなというふうに思っておりますので、今その制度のつくるとかっていうことも含めてですが、いろいろ一回本当に全国的ないろんな取組の状況を調査して、研究して、何とかこの対策をですね、もっとやっていって農家の方々に安心して農業を継続して営んでいただけるように、頑張っていきたいとこのように思っておりますので、いろんなそういった情報があればまたいただけたらなと思っております。どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） それでは次に行きます。

先ほどの買物弱者の対策であります。以前このことについて質問したときにですね、この平成27年に町内全域に開通した光回線を活用してですね、テレビ電話を利用した買物支援サービスの提供を行うような話があったように思いますが、このことは、今現

在どうなっておりますか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前9時23分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き議会を開きます。

（午前9時24分）

細峪副町長。

○副町長（細峪康則） 失礼しました。向井中議員の御質問にお答えをしていきます。

平成29年の3月ということでありまして、私が総務課長の時代でありまして、そのときに買物難民、買物支援ということで、記憶しているのは、紀美野町の東部、特に国吉の谷地区をモデルにして、そして、NTTと共同で支援する方法を考えるというモデル事業を行うということをお記憶しております。そして実際、NTTさんがそういう画面と申しますか、今でいうスマホではないんですが、そういうシステムのようなものを使ってしたらどうかという提案もあったように思っております。そして、それが地区へ行って説明もしたんですが、なかなかこの高齢者の方には難しいとかというようなことで、それはなかなか定着はしなくて、最終的に谷地区のお店に勝谷の住民の方とか、それから谷地区の方々が買物に行けるような、タクシーを使ってした、そういうことを今、記憶にありまして、恐らくインターネットを使ってというのは、うまくその地区には受け入れられなかったようなことを思い出しております。

それで、インターネットの買物支援というのは、結果的には実現しなかったというふうに思っております、少し形を変えた形で買物支援を実施したということです。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） そのときに頂いたちょっと答弁書を読みます。

その中で、町内の商店に協力を依頼し、取扱商品が掲載された商品チラシを作成します。利用者である高齢者が、買物支援サービス事業の協力者にテレビ電話をかけ、商品チラシに載っている商品の中から必要な商品を注文します。その注文を受けた事業協力者は、町内の商店で商品を調達し配達を行うものでございます。

こういうのがその前にやろうとしてた。その後、今、副町長が言われた買物支援の実証実験を29年12月から翌3月にかけて、谷、勝谷地区の高齢者の方々を対象に、2週間に一度、タクシーで谷地区の食料品店への買物送迎を実施しました。

その結果、家の前までタクシーが来てくれて、近くの方と乗り合わせて会話を楽しみながら、商店で商品を目で見て手に取って買物ができるということは、好評であるという確認ができた、という答弁をいただいています。

またこういうことは今はつながっていない。その後、今、課長が言われましたきみのりに発展していくわけでありますが、この地区の人、方々のことはどうお考えですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員が言われた、そしてまた副町長が答弁した平成29年12月からのいわゆるこれ実証実験を1回やってみましょうということで、あのとき予算も認めていただきました。それは何かというと、勝谷から円明寺もいらっしゃったかな、の方々をタクシーで谷村の商店へってというようなことがありましたので、そういう実験をやりました。おっしゃるように、商品を目で見れるようなパンフレットのものを、これNTTに作っていただいて、それを見て申し込んでってというような実験をやって、あのときには、それはそれで地区の方々にも喜んでいただいたっていうふうに記憶しておりますが、それはなかなかその後、実証実験で終わってしまってるのが一つあります。それは、なかなかやっぱり継続していくっていうのは、それこそ費用も大変大きな費用も、それはタクシー代とか送迎にたくさん要ということもありましたので、それはその後、実験で終わったというのは記憶してございます。

そのときの話、我々もその地区行って、高齢の方々といろんな話を実際にさせていただいた中で、あの地区の方々は皆さんお元気で、買物は基本的には自分たちで乗り合わせて行ってますよってというようなお返事でもありました。天気の良い日は家の横で畑をやって、雨のときにはどこそこの家に寄ってカラオケで楽しんでもよと。間で買物行くときには乗り合わせて行ってるっていうことは、確認はしております。そんな中で今のこの実験を1回やってみてほしいなということで、実験をやったんですが、実験は実験で、それは好評ではあったんですが、それを実施に移すことができなかつたっていうのも事実であります。その後、地区の方々から、あれはどうなったんなよというような、そういった問合せはなかったというふうに記憶しております。

申し上げたように、地区の方々と協力し合いながらとか、家族の方、またこどもさん

らに週に1回とか2週間に1回、買物に連れて行っていただいて、日々の生活をしてるってのは現状であるというか、認識をしております。

以上です。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） そうした中でいいますと、今、2021年5月から実証実験が始まりましたトヨタモビリティ基金を使ってですね、東部地域で始まりましたきみのりですね、こういうのをもう少し拡大をして、山間部の買物に苦慮してる方々をカバーしていくという考えについて、課長どう考えますか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員から課長についていうのありましたけど、私からお答えをさせていただきます。

令和5年5月からきみのりが約1年半の実証実験を終えて、実施に至っております。その後、きみのり2台が長谷毛原地区中心に高齢の方々の買物に大変大変喜んで利用していただいているというのは、今の実態であると考えております。

このきみのり、この事業が順調に実験を終えて実施に至った大きな要因というのは、地域でその受皿となっていていただいている方々が多くいらっしゃる。それは一つの町おこしをやっていこうという団体の方々がこの事業に共感してくれて、1回取り組んでみようということで実験が始まったものでございます。

そういう団体受け入れてくれる、共感して一緒にやっていこうという団体がなければなかなかうまくいってなかったというふうに、今ずっと思っておりますし、そういう形で地域の方々とすれば、これは買物弱者対策であって、地域づくりの一環であるというそういった捉まえ方をさせていただいております。

長谷毛原地区以外の地区でも、なかなか役場が100%というのは難しいところがありますので、地域の方々と取り組んでみようというそういう機運が盛り上がってくれば、同じような形の事業が展開することが十分可能であるというふうに考えておりますので、このきみのりというのを皆さんにもっともっと知っていただいて、こんな方法であれば、私たちの地域の買物弱者対策が、少しでも前向いていくんじゃないかっていうあたりを知っていただいて、それが実現できればいいなというふうに思っておるところです。

以上です。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） その地域でそういう盛り上がりがあれば、広げていける可能性があるという解釈に取りました。

それで、貴志川沿いやとか、真国川沿いの山間部を中心に、大変困ってるところがあるのでですね、こういうきみのりをどんどん広げていくような活動も町としてもやっていただきたい。その中で今、きみのりの事務局のほうに、海南市の北野上地区の5名のドライバーさんが、社協の車を空いてるときに使って、そういうきみのりのような活動をするといったような動きもあります。そういったことも含めてですね、もう一度そういう買物に連れていくという、連れていって手に取って買物をさせてあげるというような活動については、どうお考えでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） きみのりがですね、モデルとなって、それを参考として紀美野以外の地域でもそういう形で、一生懸命考えてやっていこうというそういったことが起こってくるってのは大変これはすばらしいことだと思っております。

私どもきみのりの最初から関わらせてもらって、今に至ってる中で、これは本当にみんなの地域の方々の力があってこれが今に至ってるっていうふうに理解しておりますし、当然役場もいろんな形でお手伝いなり、御支援もさせていただいてるわけでありますので、役場だけじゃなくて、役場と地域の方々が力を合わせてこの問題、課題に対して前向きに取り組んでいくちゅうのは、大変大事なすばらしいことであると思っておりますので、今おっしゃられたような形で広がっていくっていうのは、本当にすばらしいことであるし、できることはしっかりと応援していきたいなとこのように思っております。以上です。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 今、乗せていくばかりがこの買物弱者の対策だけではないのは十分承知しております。先ほど課長の答弁でもありました移動販売です。

そういった中で、今、民間企業さんのとくし丸さんであるとか、わかヤンっていうオークワさんがやっているやつや、松源さんがやってるのもあるわけですが、その実施エリアにつきましても、先ほど課長が述べられましたように、東部地域や、真国の山間部に近いほうには、その移動販売も届いてないということで、やっぱりそういうことも視野に入れて、今後はしっかりとどうしたらこの人らを回ってもらう。やっぱり民間企業ですから、採算も必ず言うと思いますが、その辺のことについて、どう考えていくかお

伺います。

○議長（美野勝男） 傍聴の皆様に申し上げます。静粛をお願いいたします。

森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 向井中議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃられるとおり、東部地区の方々についてはですね、移動販売の販売エリアではないので、町としてもですねしっかりその民間事業者に対して、どういう支援をしたら、スムーズに東部エリアの方々に販売をしていただけるかっていうことを、全国で移動販売を展開してるところを参考にしながらですね、研究して町のほうでもしっかりそのような取組が進められないかっていうことを検討して、前向きにですねその高齢者の買物弱者の方々の生活の安全、それから安心につながるような取組につながっていくようにですね、進めていきたいと考えております。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） その中でですね、今、先ほどもきみのりとか連れていく、移動に買物に連れていくということもやってるわけですが、その人たちもいずれはもう車に乗ることすら大変になってくる。しかし食料品や生活用品が必要やと、そういうときはもう必ず来ますし、今も来てるところもあると思います。そういうことも含めてですね、移動販売のほうにも併せて力を入れていただきたいと、そういうことを最後にもう一度町長にお考えをお聞きしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えをさせていただきます。

買物弱者対策ということで、いろんな方法があると最初に課長が答弁をいたしました。最後にいただいた中で、移動販売っていうのも、これもいいというのは考えておりますが、現在のところ、なかなか東部地区まで車が行ってくれてないってのは実情でありますので、そういった事業所に対して、ぜひ東部のほうへも広げていっていただきたいということは、私どもからまた申入れをいたしますし、どうしたら東部まで車を乗り入れしていただけるかってあたりについては、相手さんも企業でありますので、そこは十分協議しながら進めてまいりたいとこのように思っておりますので、いろんな方法4点言いましたけども、いろんな対策方法があると思いますので、これだけっていうことじゃなくていろいろ柔軟に対策を考えていきたい、このように思っています。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で、向井中洋二議員の質問を終了いたします。

続いて、6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） それでは一般質問を始めます。

農業委員会の会長さんどうもありがとうございます。

再三再四要求させてもらいましたけど、本当に申し訳なく思っております。

日頃、町の農業の問題に対して非常に御苦勞なさってる、いろんな問題が持ち込まれると思いますけれども、それを解決なさっておられる皆さん方に本当に感謝申し上げます。

今日は、農業委員会関係の今の業者がね、大変農地法を蹂躪するようなことが散見されますので、その点についても御質問申し上げたいと思いますので、答弁のほうよろしくお願い申し上げます。

さて、今日は太陽光発電の問題と、それからガスヒートポンプエアコンを設置するという2つの問題で、当局の見解をお伺いしたいと思います。

まず檜河池ですけれども、6月議会で農地法違反を指摘したんですけれども、そのときに課長さんは、調べますと、事情聴取もしますとそういう答弁でありました。その結果がどうなったのかっていうのをお伺いしたいと思います。

また、会長さんは、その点についてどういうお考えをお持ちなのかも併せてお伺いしたいと思います。

次に、農業委員会は草を刈っただけという認識らしいですけれども、排土板で草を寄せたと、根を抜いたという認識らしいですけれども、それは今でも変わらないんでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

それから、私どもは、それは3点目ですけれども、農地法違反ではないかと指摘しているわけですけれども、それはそうではないということを今の時点ではお考えなんでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

まだ回復がなされていないと、溝は掘ってますけれども、用悪水路に関しては、全然回復されていないと私はそう考えます。また、あぜについてはもう全く壊したままですからね、それでもよいのかどうかというのをお伺いしたいと思います。それは、4番と同じですね。質問です。

また5番目として、農業委員会は、住民課もそうですけれども、いまだにその図面が

出されてないという問題があります。町長さんはこの議会で再三再四にわたって図面を出させると確約しているわけですがけれども、いまだになぜ出ないんですか。もう事業が始まって何か月もなりますよね。いまだに正確な図面が出ないと、おおよその平面図しか出してこない、こんなんでいいんでしょうか。その点町長さんお答え願えますか。

それから6点目、説明会をやってるわけですがけれども、この間の説明会ではですね、全く何ていうかでたらめな資料出して説明をするわけです。でたらめさ加減については、また次戻って、後でまた質問しますけれども、こういう真摯でない態度で業者が説明を住民にすると、これはそれでよろしいのでしょうか。説明会をどのように考えているかと、町はどのように住民側に説明せよと言っているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、説明会で、業者はいろいろ約束をするわけです。住民に対して約束をする。しかしその約束を守らないと、守らないままに工事が進んで今に至るとこのようなことでもいいんでしょうか。議事録が出されてると思いますから、その議事録を読んだら、業者がどのような住民と約束をしたかっていうのははっきり分かるわけですね。もういろんな市町村ありますけれども、こういう説明会に市町村の担当者が出向いて、そして住民と一緒に聞くなんていうこともあるわけです。説明会をどう考えているのかっていうのをお伺いしたいと思います。

住民にそんなにやって任せきりでね、そして住民から住民の意見も聞かないと、自分たちは自分たちで業者から説明を受けてそれで終わり。そういうことなんでしょうか。

また、議事録を提出されてそれはお読みになっているんでしょうか。その点もお伺いしたいと思います。

また8点目は、榊の栽培です。営農型のこの太陽光発電というのは、榊栽培と一体ですからね、榊栽培があつて営農型があるんじゃないし、営農型があつて榊栽培があるんじゃないって、両方一体で進んでるわけですから、それは榊栽培ができなかったら即営農型の太陽光発電は、これはチェックがかかって、もう取り壊しなさいと、こういうことにすぐなるわけですね。

ですから、榊栽培というのは非常に大事なんですけれども、本当にこの地で榊栽培は可能なんでしょうか。その点を確認したいと思います。

それから、説明会の点。またこれは6月議会でもやりましたけれども、当事者が出席しない説明会、これはもう何の意味もないと私は思ってます。ところが、課長さんは代

理でやればいいと、町長さんそういうことでしょうかね。代理でやればいいと、代理で私否定しませんけれども、代理っていうのは答えられる範囲が決まってるでしょ、当事者じゃないんですから。弁護士さんこないだホープフルマリンの説明会で、弁護士さんと輝産業の2人来ましたけれども、営農型なのに、農業のことは全く答えられないと、こういうことなんです。それが代理って言うんですけども、全然務まってないですよ代理、代理にならないんですね。したがって、あなた方が指導するときに、やはり本人が行って説明してくださいというふうに指導しないと、輝産業の方だけで結構ですっていうのを指導したら、とんでもない説明会になってしまうと、こういうことです。ですから、町の考えを聞きたいと思います。

また10点目ですけども、申請があった5事業所と2事業所のFIT認定ね。我々に対する資料の提出が全く違うということを取り上げたいと思います。これは後で、資料を示しながらやりますんで、ここは再度確認したいということだけ申し上げておきます。

それから最後に小学校体育館、これは資料をお渡ししましたんで、もしまたね、ずっとずれてきて、ここまでいかないということもあるかも分かりませんので、もう私の言いたいところの資料を全て差し上げました。以前に新聞の切り抜きもね、差し入れましたんで、それと併せて読んでもらって、前の答弁では、課長さんは検討に値するようなことをおっしゃってましたから、それはどういう検討があったのか、町長さんね、災害のときに体育館避難場所が冷暖房がないということは致命的なんですよね。だから国は今、一生懸命補助金を与えていろんな施策を通じて、小中学校に冷暖房施設を設けると、エアコンを設けるということを必死に奨励してるわけですよ。そういうことで災害のときのためには必ず必要なものですから、ぜひとも、検討するとおっしゃったんで、検討してもらいたいというもおかしいですけども、前に進めてもらいたいということを御質問いたします。

以上です。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(美野勝男) 吉見農業委員会事務局長。

(農業委員会事務局長 吉見将人 登壇)

○農業委員会事務局長(吉見将人) それでは、私のほうからは埴谷議員の1つ目の、檜河池下太陽光発電設備についての御質問にお答えさせていただきます。

別表の1番目の御質問でございますが、335番地のあぜの除去、それから334番地との間の水路が埋設されていたことにつきまして、調査した結果、土地所有者が依頼していないあぜの撤去や、個人が設置した水路の除去をしていることに問題があるとして、施工業者に対し、復元するように指導いたしました。

本来、土地所有者が農地を耕作しやすいようにあぜを除去したり、耕作において水路を埋めたり、移設したりすることには問題はございませんが、今回の場合、所有者が指示してございませんでしたので、問題のある行為と判断してございます。

なお、468の1番地につきましては問題ないと判断してございます。

続きまして2番でございます。

335番地と468番地の1について、雑草や雑木これらの根が張っていたので、これを除去するためにユンボの排土板を使ってこれらを除去し、敷きならしを行ったと聞いてございます。

続いて3番目でございます。

復元についてでございますが、335番地のあぜ段差の部分については復元され、334番地との間にある素掘りの水路は復元されてございます。復元後に、事業者から連絡がございまして、業者立会いの下、農業委員会の委員とそれから事務局で現地確認をしてございます。また、土地の所有者の方も工事完了後に立ち会い、今後の耕作と復元状況について問題ない旨の回答をいただいております。

続いて4番目でございます。

今回の場合、335番地のあぜが潰され、334番地の間にあった手掘りの水路が地権者や耕作者の許可なく埋められたことは問題があると考えてございます。

農地以外のものに形状変更した可能性がございましたので、調査を行い、地権者の要望どおり復元するように、農業委員会から指示しました。

5番目についてですが、申請当時の図面は提出されてございますが、変更における図面について再提出するよう協力を求めています。しかし、断られてございます。

図面の再提出を求めることについて県に確認しましたが、農地法上、そのような指導はないということでございました。そのため今回協力を求めたものでございます。

続いて8番目でございますが、榊の栽培は可能であるという回答をいただいております。

太陽光パネルからの遮光率は基本40%以下とされてございますが、榊などの陰性植

物については基準はございません。委員会として判断する際、生育に支障が生じない理由については、申請者自らの記載や、他府県や近隣市町村などでの栽培実績もある民間事業者の意見書が提出されておりますので、それにより農業委員会として営農に支障がないものと判断してございます。

これにつきましては、県に確認してございますが、他府県で栽培実績があり、専門家による見地も示されている中で、否定することはできないのではないかと聞いてございます。

今後、耕作が開始され、毎年、農業委員会に報告が行われます。その際、生育に問題があると認められた場合は、是正指導をすることになります。また、場合によっては太陽光発電事業者に対し、改築の指導をすることとなります。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(農業委員会事務局長 吉見将人 降壇)

○議長（美野勝男） 小川町長

(町長 小川裕康 登壇)

○町長（小川裕康） 埴谷議員の質問の5点目の中で、図面の御質問をいただきました。ただいま産業課長から農業委員会としての見解ということで答弁もいたしました。それは農業委員会ということでございますので、町として町条例に基づいて進んでいる太陽光についての御質問と受け止めてお答えをいたします。

図面につきましては、業者に対しても強く指導していくという答弁もいたしましたし、そうであるんですが、一つについては、もちろん事前協議のときにいただいていることと、それから指導をしてる中で、それは産業課長が答えたように、変更後の図面はいただいているのは事実であります。町とすれば、当然竣工図面というのは提出すべきものでありますので、それで確認させていただきたいとそういうふうと考えているところであります。

以上です。

(町長 小川裕康降壇)

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長（森谷克美） それでは、私からは埴谷議員の1番目の質問、樫河池下の太陽光発電設備についての質問要旨6番、説明会と実際の工事内容が乖離しているが

問題ないのか。

7番、説明会での約束を業者は守っていないが、指導はしないのか。

9番、当事者が出席しない説明会では十分な回答が得られないのではないのか。それでもよいというのが町の考えか。

10番、先に申請のあった5事業者と追加された2事業者は、FIT認定が明らかに違うが、町はどのような見解を持つのか、再度確認するについてお答えさせていただきます。

まず、質問要旨の6番についてですが、住民説明会との内容が乖離しているとのことですが、事業者、実施する事業の内容及び施行後の管理について、町が把握しているものと現在施行中のものとの間で特段大きな乖離はないものと承知しております。

7番についてですが、説明会での約束等については、地元と事業者でなされたものと思いますので、もし地元での説明と事業者の行為に明らかな差異があるのであれば、地元から事業者に遠慮せず連絡していただければと考えます。

9番についてですが、残りの2事業者について、事業者の倒産等により、事業者の変更があったため、事業者変更の説明を行っていただくようお願いしました。説明会には、地区の区長以下、数十名が参加され、事業者の変更については、周知されたものと考えてございます。

10番についてですが、FIT認定については、事業者が申請すべきものであり、その作成において、町が関与することはありません。内容に変更があれば、事業者において、変更申請を行うものと考えております。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(住民課長 森谷克美 降壇)

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

(午前10時02分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き議会を開きます。

(午前10時04分)

宮西農業委員会会長。

(農業委員会会長 宮西幸次 登壇)

○農業委員会会長 (宮西幸次) 農業委員会会長任命させてもらってます宮西幸次です。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方には、せんだってから出席要請がございましたが、私ごとで申し訳ございません。御迷惑をおかけいたしまして、どうも申し訳ございませんでした。

ただいま農業委員会では、農業委員会総会では農地法に基づき、いろいろな案件についてを地域担当の農業委員及び推進委員、事務局、そして申請者が現場に赴き、いろいろな問題点を把握し、それを解決した上で、総会にかけ、農地法に基づき、決議を行っております。

それからいろいろの事務手続等、いろいろ関係についての作業においては、事務局に一任しておりますので、私どもはそれと同時に、同じことをしたがつて行動しておりますので、御了承願います。

ただいま埴谷議員から御質問がありましたように、土地の違法、土地の所有者が知らなかったということで、違法という問題になったために現場確認を行い、やはりこれはいけないということで改善を求めてまいりました。

また、今回、私も初めて議会の答弁等においてどのような答弁の仕方か少し分かりませんので、議会の進行を妨げてはいけないこともあり、今後の全ての答弁において、これまで質問内容を踏まえ、吉見事務局長に答弁させますので、議長及び埴谷議員、どうか御了承のほどよろしくお願いいたします。

これで終わります。

(農業委員会会長 宮西幸次 降壇)

○議長 (美野勝男) 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長 (東浦功三) それでは私のほうからは、埴谷議員の御質問2問目の、小中学校体育館などの避難所にガスヒートポンプエアコンの設置についての答弁をさせていただきます。

まず議員御指摘の小中学校体育館のスポーツ環境及び災害時における空調設備の重要性につきましては、教育委員会といたしましても、認識はしており、既に研究検討をしているところです。今後、学校体育館における児童生徒の教育環境整備について、計画的に進めてまいりたいと考えています。

また、御質問の中にありました現在建設中の学校給食調理場につきましては、ガスヒートポンプ方式の空調設備を備える設計となっております。

また他にも、学校以外の社会体育施設につきましては、施設の構造や状態、使用状況等条件が異なるため、公共施設個別施設計画にも鑑みながら、引き続き検討を続けていきたいと考えています。

以上、答弁いたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長(美野勝男) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

暫時休憩いたします。

休 憩

(午前10時10分)

再 開

○議長(美野勝男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時24分)

これより議席で起立して質問、答弁をしてください。

6番、埴谷高夫議員。

○6番(埴谷高夫) それでは再質問を行います。

まず、会長さんに、あの現場見られて、どういう感想をお持ちしましたかお伺いいたします。

○議長(美野勝男) 宮西農業委員会会長。

○農業委員会会長(宮西幸次) 現場確認しました。一応、太陽光、半分農地として、下を農地として太陽光の足だけが農用転用となっております。

確認したところ、皆の農業委員全体の意見でありますけれども、私も伺いまして、農業、榊を植えて今後農地としてやっていけることを確認しました。

以上です。

○議長(美野勝男) 6番、埴谷高夫議員。

○6番(埴谷高夫) 水路を潰したり、あぜ潰したことはどうですか。

○議長(美野勝男) 宮西農業委員会会長。

○農業委員会会長(宮西幸次) あぜを潰しているということについては、現場確

認を行い、違法という認識を持ちまして、業者に指導して復元するように要請いたしまして、現在のところ復元しているということになってます。

以上です。

○6番（埴谷高夫） 水路も聞いた。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 事務局長として答弁させていただきます。

水路につきましては、工業用水路ではございません。個人が畑を管理するために造った水路でございまして、過去5年荒廃農地でございました。現状において使われた水路ではないかと考えております。

その水路につきましては、今後耕作される方、柵を太陽光パネルの下部で耕作される方が、必要に応じて水路をまた復元するよと、必要なところに復元するというところでございますので、問題ないこととなっております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 水路っていうのはね、用悪水路ですよ。用悪水路は下の田、そのまた下の田、そのまた下の田に関係するんです。ずっと連綿と水は続いているんですよ、それが用悪水路です。そこで335の水路がそこで完結、334か、両方の水路がそこで完結しているわけではないんです。全部作用してるわけです。なのに、あなたはそこだけでいいというんですか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） ここ周辺の農地につきましては、もう過去5年荒廃してございます。水田は造られてございませんでした。そういったこともありませんし、水路については、事業者がちゃんと必要に応じて今後管理していくということでございますので、認めてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） この水路は、今言いましたでしょ。335や334だけじゃないんです。その下の342の1にも関係するし、333の農地にも関係するんです。そこに水が流れてこんかったら、これは民法上の問題になりますよ。不法行為ですよ。そういう問題として認識してないんですか。

- 議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（吉見將人） まずこの水路につきましては、公図に載った水路ではございません。それから、公共用の水路でもございません。各土地の所有者、耕作者が畑をつくるために手堀りによって引いた個人用の水路かと思います。そういったことから、ただ現在において、その水路が使用されている状態に復元することが必要かどうかといいますと、現在耕作されてございません。圃が耕作されるようになり、水はけをよくするために必要な場合は、今後管理されていく方が、水路をまた引くよというところで回答をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。
- 6番（埴谷高夫） あなたの言っていることが分からない。
- 4番飛んでしまうんですけども、4番飛んでしまうから、ちょっと元へ戻しましょう。
- 1番ですけども、この写真見てください。1から4って書いた写真です。下が排土板で押しつけた写真ですよ、重機が止まっています。その上は、それ前、これは23年の4月ですね、写真は、24年の4月も同様です。これと全く一緒です。どこにこの排土板で押しつけなければ作業できない、こういうことが考えられます。太陽光建設するためにだけしかそういう作業をするというのは考えられないでしょ。どうですか。
- 議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（吉見將人） その排土板で水平の部分、敷ならしであったり、草を除去するというのは個人の方が判断して、今後耕作される方が事業者に対して除去するよということによって申し入れたものでございます。そういったことに関しまして、回答をいただいておりますので、農業委員会としましても、地権者、今後の耕作者の方が事業者の申すとおりの排土板によって雑草の除去したものだと考えてございます。
- 議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。
- 6番（埴谷高夫） 太田エコファームさんがそうおっしゃったんですか。
- 議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（吉見將人） ちゃんと回答いただいております。
- 議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。
- 6番（埴谷高夫） それを文書でもらったんですか。
- 議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 書面においていただいております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） ちょっとおかしい話ですね。ここに物件の維持管理契約書
ってのがあります。そこにはつけてませんけどね。これは、カネマとエコファームが結
んだ契約書です。これはホープフルマリンの業者が言ってますから、チェンジ・ザ・ワ
ールドでも、またクリエイティブも同じですよ。同じものを結びましたって言ってます
からね。この契約書同じだと思います。これはね、期間のところ空白なんです。期間
が定められていない。いつからいつまでというのが、本契約の期間は、令和何年何月何
日から令和何年何月何日までやると、こういう契約を結ばれてますけれども、契約の日
付が入ってない。エコファームさんに聞きましたらね、これは事業が開始されてから入
れるんです。こういうことでした。したがって、まだ契約は結ばれてないんです。エコ
ファームさんは、ここで何をするかっていうのは、何も言う権利がないんですよ今。な
のにあなたは、排土板で押しつけたって、それは、エコファームさんが言ったと、こ
ういう文書ももらってるとそういうことでいいのですか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 契約に関しては承知してございませませんが、当
委員会からですね、調査をかけた回答書、土地の所有者、それから土地の今後の耕作者、
それから施工事業者、それから発電事業者にそれぞれ文章で回答いただいております。
その中で、今後耕作される方からの回答の中では、除草作業であるということで回答い
ただいております。農業委員会としては、そういうこと、それが正しいということで考
えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） なぜ排土板で押しつけなければならない、こういう理由があ
るんですか、写真見てくださいよ。あなたがおっしゃった、前おっしゃったように、木
が生えてたり、そんなことないでしょ。木なんか生えてないですよ。草刈ったら終わり
でしょ。草刈ったらこんなにきれいになるのに、何で排土板で整地せなあかんのです。
もう一回答弁ください。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） 埴谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

土地の草刈りであったり、どういうふうにするかっていうのは、土地の所有者の権限でございます。そういったことから、土地、今後耕作される方が除草作業が必要だということを考えて、回答されたものだと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） あなたね根本的に違う。というのは、これはね、太陽光発電とそして榊の栽培と一体なんです。別々にあるわけじゃないんです。榊の栽培をするから、草刈りしてくださいとかね、整地してくださいとか、そんな話じゃないんですよ。ここを整地しなければならないというのは、太陽光の架台を設置しなければならないから、整地しないといけないんです。それしか理由はないんですよ。なぜそんなごまかした答弁するんです。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） 農業委員会としましては、なぜそういったことで、排土板で草を刈らなアカンかということまでは考えてございません。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） あなた、申請が出てるわけでしょ。5条申請、3条申請がこの後に出てくる。その前にこういうことがやられると農地法違反じゃないですかと、農地法違反でしょうが。あぜ潰す、水路潰す、こんな造成したら、これは太陽光のための造成なんですよ。それしかないじゃないですか。それより必然性が考えられない。エコファームさんがなぜこういうことをしなければならないかという必然性がないでしょうが、そういうところなぜ聞かないんです。農業委員会として当然たださなければならぬ問題でしょうが。国もこれ関心持ってますよ。こういうことやってそれでいいのか。事情聞いて、そして文書でもらって、業者に対してはどのような指導をしたんです。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） 農地をどういうふうにするかっていうのは、今後耕作される方の意見であって、じゃあ草刈りやめよよとか、そういったことになる農地委員会からは言えません。この状態でこれ以上、草の根を抜くとか、そういっ

たことは言えません。

○6番（埴谷高夫） 太陽光の話してんねん。

○農業委員会事務局長（吉見將人） その次です。それで指導についてですが、指導につきましては、最初にどういうふうに戻せということは農業委員会の権限ではございませんので、まず、その土地の地権者の方。

○6番（埴谷高夫） 何を言うてんねんな、農業委員会の権限やないか、原状復帰って言うのは。

○農業委員会事務局長（吉見將人） どのように直すかは農業委員会の権限はございません。

○6番（埴谷高夫） 原状復帰は農業委員会の。

○農業委員会事務局長（吉見將人） 農業委員会の権限というか、どのように直すかという指導まではできません。

そういったことから、それは県にも確認してますが、そのどういうふうに戻すかについては、今後耕作される方、地権者の意見を聞いて、それからどういうふうに戻すかを説明して、合意をいただいた上で、農業委員会に報告をいただいております。

その後、農業委員会のほうで工事が終わりましたら、農業委員会のほうで現地確認、それから地権者の現地確認など、踏まえて原状回復したというふうに考えて、終わったと思ってございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） ちょっと私、4番のところに飛ぶので、すみません。ちょっと入替えをお願いをしたいと思います。あぜの話やりません。もう出てきてますんで、それをやりたいと思います。いいですかね。

そしたらね、あぜの話します。

あぜはどないなってます。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） もともとの形に、完全な回復するのはできませんが、段差できるような形で整えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 　　いつ確認しましたか。

○議長（美野勝男） 　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 　　すみません。ちょっと覚えてないんですが、
7月23日です。

　　以上です。

○議長（美野勝男） 　　6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 　　私ね、今朝ね、ちょっと心配で見に行ってきました。見せたらいいんですけどもね、今どないなってるか。このあぜの上に架台の柱、ポール建ってるんですよ。ちょっと見にくいけどね、そっちから見てもらうの。こういうことをしてるんですよ。あぜなんていうのは残ってませんよ。今朝の話ですよ。前はちゃんとあぜがありましたね。これを問題にしたときに、あぜをちゃんと造って、そして水路を掘っただけですけどもね、それは用悪水路になってませんよね、隣の土地に流れないようになってるんですから、そんなもん堀といたらおかしいですけども、水路を掘っただけですからね。用をなしてない。こんな用悪水路でも何でもありません。その上に、あぜがありましたけれども、今は、そうやって関係のない、関係のないと言ったらおかしいな、架台のポールが何本も建っていると、このあぜにね、そんな状態なんですよ。これどう思いますか。

○議長（美野勝男） 　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 　　ちょっと現状、今日、現在とか昨日とかすみません、見に行ってくださいませので確認はできておりませんが、今後ちょっとまた確認したいと思います。

　　以上です。

○議長（美野勝男） 　　6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 　　確認してください。

　　用悪水路は先ほども言いましたように、民法の214条だっと思いますけれども、それから二百十何条かな、ちょっと忘れちゃったけれども、決まってるわけですね、そこで用悪水路はどういうものかと、下部の農地の人がせき止めたりしたら問題になりますよということも決められてるわけです。そういう、用悪水路が今、水が流れないような状態になっていると、これが問題ですよということを言ってるんです。ちょっと確認してね、今のあぜの問題も、今言ってどうのこうのってなりませ

んから、必ず確認して、そして是正してください。

それと、エコファームさんが、先ほども言ったように、この農地、今管理することになってませんから、それも確認してください。あなたそういう権限あるの、契約書を結んでますけれども、今直ちに契約書にあるような、本土地の維持管理契約を締結して、農作物の耕作を行わなければならないとか、目的に支障のないよう草刈り等の維持管理を行うものっていうふうな契約ありますけれども、これに日付が入ってませんからね、期間の日付が入ってませんから、これであなたがなぜやらなければならないんですかって、そういう指示をしなければならないんですかということをお願いしてください。

以上です。

聞いてもらえますか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） ちょっと私ども確認不足の部分がございました。一度確認はさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） エコファームが出した資料、それは私もらえますか。承諾書、報告書っていうのか、何て言うんか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 違反に関する関係のことでございますので、手続を踏んでいただければ開示できるかその辺も判断しまして、可能であれば開示したいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 開示請求します。開示請求しますので、その応対、また私直接聞いてもいいんですけれどもね、出してください。文書で出てるんだったら。

これは確認です。用悪水路今問題になってます334、335、それから333、これは用悪水路全て現状把握されてますか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 私直接は確認しておりませんが、担当者が確認してございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 後で問題になりますからね。ちゃんと確認しておいてください。それから次に行きます。

図面の問題です。図面っていうのはね、なぜ大事かって私言いますとね、これは図面がなかったら、遮光率の計算できないんです。で図面が欲しい。また、あそこ最初から杭引き抜きましたけども、違反をしている杭がたくさんあった。よその土地まで進入して杭を打ってた。これは、一括ですよということを申し上げたら、全部引き抜きました。引き抜いてやり替えたんです。そういうことがあるから、平面図が必ず要るんです。なぜ平面図出せないんです。できなかつたら竣工事なんていうのはおかしいですよ。申請時に出してなかったらあかんと、その申請時に出た平面図は全くでたらめ、こういう平面図ですから、平面図は出てないんや、一部の図面、架台の図面しか出てない。こういうことですから、再度答弁ください。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 私どもも、平面図面というのは遮光率を計算する上で必要なものだと考えてございます。要望をさせていただいて、今現在の、今工事をやられている図面について提出していただけないかということで御相談させていただいたんですが、向こうの事情でちょっと提出することは控えさせていただきたいということで断られました。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 町長さんはね、この議会で平面図を出させますというて確約したんですよ。それが何で断られたって言って終わってるんです。町長さんどうですか。

○議長（美野勝男） 小川町長

○町長（小川裕康） 前回のときに質問いただいて、出させるように指導はする。当然、だからそれは担当課からの指導になるわけでありますが、担当課の指導の中で、今の段階ではまだ提出できない、そういう答えであったというふうには聞いておるところであります。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 条例上の要請でしょ。紀美野町の条例で規則には平面図欲し

いって書いてあるでしょうが、その規則が出てないって、なぜ工事を進めるんです。いまだに平面図が出てないなんて考えられないでしょうが。

去年の暮れから11月から工事始まっているんですよ。もう架台が全部出来上がっているのになぜ平面図出ないんですか。どういう事情があって平面図出ないんですか。なぜ強く言えないんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 条例規則で事前協議時の平面図の提出としては、計画平面図で提出いただくことで条例規則のほうは定めております。

電気事業法が令和5年3月20日改正されまして、今まで省電力発電設備ということで取扱いされていた太陽電池発電設備、10キロワット以上50キロワット未満のものにつきましては、新たな類型が設けられまして、国のほうで小規模事業用電気工作物ということに新たに設定されております。それで技術基準、適合維持、義務の対象となりまして、今後は製作したものがずっと保持されるような申請が必要となっております。その中で、使用前の自己確認ということで、主要設備の配置の平面図及び断面図が正確に作成されるということでお伺いしていますので、その作成された平面図及び断面図を提出していただこうと考えております。

以上です。

○6番（埴谷高夫） 規則で決まっているやん。今、言ったやろ。規則の話して。

○住民課長（森谷克美） 規則には、先ほど、ちょっと申し上げさせていただいたんですけれども、事前協議時に計画平面図ということで提出をいただいております。あくまで計画段階の図面ということで提出をお願いしている状態です。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 計画が出たとしても、計画と全く違ったらね、これは駄目ですよってというのは当たり前でしょう。なんでそのままなんです。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） すみません。家を建てる場合とかでも同じことだと思うんですけど、まず計画平面図というのは作成されます。現地で部屋の形変えたりとか、柱の位置が変わったりとか、そういうことで変更が終わっていて、最終建ったものの図面、竣工図面というんですけど、今後管理するためには、その竣工図面がないと正確に

管理ができないから、竣工図面を見せていただくようお願いしております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） あなた方を言ってるんよ、今言ったでしょう。なぜ平面図があるか、遮光率を計算するためにはいるんですよ。遮光率100%だったら、榊の栽培なんかできないでしょうが。遮光率はどうやって出すんですそしたら。平面図もなしにどうなって遮光率出るんです。どうやって榊の栽培が可能だって判断したんですそしたら。そんなばかな話ないでしょうが。出来上がるまで分かりませんって。出来上がったら今度榊栽培できませんよそれだったら。遮光率分からのやもん。どないするんです。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 遮光率についてはですね、実は全国の農業委員会自体が困っている部分がございます、営農型太陽光発電設備におけるパネルの遮光率の計算値は、国が実際に示しておりません。青森県や兵庫県などが遮光率の統一した算定を明記してほしいということで国に要望されました。多くはパネルを設置した面積を敷地面積で除した数値が使われております。もしくは、パネル面積をパネル下の植付け面積で除した数値が出されたりしてございます。

そのことから、各県からの要望によって、国からの回答は適した日照率を保つことについては、添付書類に生育に適した条件や、設計上の生育に支障が生じない理由を記載することと回答されてございます。そのため、遮光率の計算については示されてございません。

そのため、うちの紀美野町の今回の農地の遮光率につきましては、専門事業者、それから今後耕作される方がほかで榊を栽培しているっていうことがございましたので、耕作できるものということで回答していただいておりますので、榊を栽培できるものと考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） ちょっともうね、遮光率飛んでしまったので、榊の栽培は可能かってここ行きますよ。

8番見てください。資料のね。

8番に、これガイドラインですけれども、柵の遮光率って書いてます。平均65.9、範囲が19から85と非常に広いんですけれども、もう私19、85で柵が栽培できるとは思いませんけれども、こういう統計が出てます。

次に、8-1見てください。8-1は、これはホープフルマリンが設計で出してる335の架台図面です。これでね、左の上のほうに400って書いてますよね。400は間違いです。これは360ないし320ですから、これは駄目です。

それから8-2見てください。遮光率パネル合計面積割る農地面積66%、遮光率の出し方をね、この業者は知らない。全くの素人です。こんなでたらめな遮光率を書いて、そして66%ですと言ってるんです。

それで、農業委員会に提出された5条申請みてください。8-3です。これは遮光率が37%、これは田中さんところです。南さんところは遮光率が63.6、ヴェルトライゼが遮光率が58、旭東が遮光率が58、みなこれで生産上問題がないと言ってます。しかし、ここを出されてるのは、今言った8-2に示したように、間違っただけの遮光率の計算で出された面積なんです。パーセントなんです。今、課長がおっしゃったでしょ。パネル面積とでパネル面積の下、投影直下の隙間も含めて、それで割らないと、遮光率出でこない。私、この8-1計算しました。これ90超えてますよ、遮光率。遮光率90超えて、さっきの言ったような8に示したような、19から85、85もとんでもない数字だと思いますけれども、これも超えてる。これで何で柵が栽培できると言えるんです。こんなでたらめな書類を出してきて、それで柵は栽培できるんですか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 遮光率については確たるその計算式っていうのは、まだ示されてございませんでしたが、議員おっしゃるとおり、植付け面積上のパネルがその上に覆う面積かと思えます。そういったことで、8-1、8-2でございますが、これについては私計算しましたら、約77%の遮光率になると思えます。

その実際柵について、ほかその専門家の報告書とか見ますと、遮光率が90%近いところ、それから逆に日照率が90%近いところでも育てている記録がございます。岐阜県であったり、美濃加茂市だったかな、そういったところにもございまして、それが絶対育たないということは、私どもは言うことはできません。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 81のところ、40じゃなしに、360とそれから320で計算したんですか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 8-1、実は農業委員会には申請書が既に提出されてございまして、パネルの配置図っていうのがあります。そういったことから、そこからですねパネルの幅の面積、そのパネルとパネルの間を開ける隙間が約32センチであったり、そういった計算を一つ一つ、1段ずつ全部計算しました。そうしたら大体77%ぐらい、73から77%になるかと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 課長さんがそうおっしゃるなら、そういうことでしょう。私が間違っているんでしょうね。しかし私が合ったら、課長さん、どないしますったってあかんけどね。私が間違ってるんでしょう。これで終わらしましょうね、遮光率。しかし、業者が出しているこの農業委員会の書類、これは全くでたらめだということは認めますか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 実はその遮光率の計算がちょっと先ほど何回かお話しさせていただいたんですが、実際にここに書かれている遮光率っていうのは、敷地面積に対するパネル面積になるので、実際、日を遮っている面積、桷を植えるための遮光率っていう意味の数字ではないということは分かっております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私、8-3に何て書いてるんです。作付予定作物、桷、太陽光パネルがあるが、直射日光が当たらず生育する上で条件がよい。遮光率は37%、生育上問題がないと書かれてるんですよ。桷とちゃんと表示されてるじゃないですか。桷を栽培するという前提で、遮光率が出されてるのに、こんな遮光率の計算ありますか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 先ほども他府県から国のほうに要請があった遮光率の計算のやり方が、国から示されていないということから、事業者のほうはこの数字で記載されたものだと考えてございます。桷、その遮光率があれば、桷って書いて

るんですが、遮光率というのは、榊の育成に対する数字とこの数字はリンクしていないものと私は考えてございます。

以上です。

○6番（埴谷高夫） 何でリンクしないもん書くんや、そんなばかな話ないわ。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私らね、遮光率が37だったら明るいけれども、もっと日陰を好むと思うけれども、37%だったらまあいいかなって、こんななるんですよ。榊を栽培する上での遮光率って書いてあるんですから、それを確認できなかったら話にならないでしょうが。また戻りますけれども、図面が出てなかったら遮光率計算できないんですよ。今課長さんおっしゃったような、遮光率の計算は図面があるからできるんです。他の5事業所については図面が全くない。遮光率の計算もできない。こんな体たらくで終わってるんですよ。町長さん何か意見ないですかこれ。

○議長（美野勝男） 小川町長

○町長（小川裕康） 農業委員会に提出された書類の中で、作付予定作物、これは榊といたら最初からずっと認識しているところであります。そのときに、条件の中で生育に適した条件の遮光率についての認識については、私は深く認識はしてございません。ただ、当然事業者は営農型、榊を生育するというので、申請をして認められているものでありますので、榊、苗が生育できず営農型がやっていけない、そういったことになればですね、そのものはこれはそもそも話が違ってくるんじゃないかなという認識はしてございます。

太田ファームさん、特に営農型であり、今後その営農をしていく段階で、それがどういう形になっていくかっていうのは、書面上では率とかって言われてますけども、実際現現場でその営農型の農業をされていくときに、いろんなことが当然明らかになってくるもんだというふうにそういうふうには認識をしております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 本当に榊が栽培できるのかどうか、5事業所についても確認できるように指導をしてください。図面がなかったら分かりませんっていうのははっきりしてるんですからね。課長さんさっきおっしゃったように、クリエイティブのところ、クリエイティブじゃないな、ホープフルマリンのところはできたわけですからね。よろ

しくお願いしたいと思います。

ちょっと戻ります。5です。

この5の写真見てください。これは当初に出された5事業所、これは後に出された2事業所も一緒です。この図面入ってました。町民に対する説明はこれです。ところがね、出来上がってる右の写真見てくださいよ。全く架台が違う。全く違う架台をこうやって図面出してきて、こういうものを造りますって言って、業者は住民に説明しました。ところが、出来上がってる架台は全く違ったら、住民は何です、これどう解釈したらいいんです。役場もそうですよ。変更があったら変更のための協議があったり、変更しますというのが新しく出てくるのは当たり前でしょ。もう架台できてるんですから。なぜそのまま放っておかれるんです。

議長、ちょっと追加。

○議長（美野勝男） どうぞ。

○6番（埴谷高夫） 今言ったように、これ329の1、田中潤さんですけども、全部一緒です。この架台です。この図面です。付け加えておきます。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前11時05分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 住民課としましては、当初に予定の計画図面ということで図面のほう頂いております。実際竣工する中で、使用する部材とかがメーカーが違うとかそういうこともあろうかと思うんですけども、最終、今後は管理がきちんとされていくように竣工図面ができた時点で適正に施工されてるか確認したいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 町長さんおかしいですよ。私はね、課長さんは、後で課長さんになったんでね、その当時のこの質疑内容は分からないかも分からない。しかし、ず

っと今まで言ってきたのは、竣工してもらえますよっていう話じゃないですよ、この図面が違うから、例えば、これ5ですけども、6の図面の営農型架台図面って見てください。この白黒ですけども、ここにあるのは、これは現状の架台です。現状の架台で住民に説明するってできてるでしょうが。ところが、5は全く違います。この図面見てもらっても、架台の上部のところが違いますよね。だから出せるのに出してないっていうところに問題があるんですよ。竣工待たないでも出るでしょうが。なぜ竣工待たないといけないんです。おかしいでしょうが、あなた方。事業者が、そしたら計画の段階ではどんなものでもいいんですか。おおよそで出しといたらええわ、後で変更したらええわ、こういうことで計画が出されてもオーケーなんですか。

○議長（美野勝男） 小川町長

○町長（小川裕康） この図面の5番頂いて見せていただいています。それと6番もそうであります。先ほどから議員が特に強く言われているのは、これは営農型であるでしょう。農地転用してあそこへ今造ってるということの中で、あぜの問題、水路の問題、もちろんそれも農業委員会としても適切に対応してるし、また現場を確認していくということと、遮光率の点もおっしゃられています。そこらについては、農業委員会はしっかり現場を確認して、それが大丈夫かどうかというのは現場を確認するというふうには先ほどから事務局長が答弁しておりますが、住民課って言ったらおかしいんですが、農業委員会ではない一般的な住民課が受けていただいているものについては、事前協議で図面を頂いております。最終的に出来上がって、完成竣工図面でもってこれでいいかどうかの確認はするということであって、今の途中の図面というのは、現段階、じゃあまた次変わるかも分からんとかっていうことの途中、途中の図面は提出はできないということで、最終的には完成したらいただくということで進めて。

○6番（埴谷高夫） 架台は出来上がってる。今から変えようない。

○町長（小川裕康） ですから完成すれば竣工図面を頂くということで、そういうことで認識している。

○6番（埴谷高夫） そんな話じゃなかった。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 町長さんそれは違うで、ごまかしやで、そなん。今までそういう話は一つもなかったと、これは、パネルの大きさもそうでしょう。パネルの大きさが違うって、けしからんでしょっていう話したら、新しいのをもらいますっていう話

なって、新しいの出てきたでしょうが。これも一緒でしょ。架台が違ったら竣工待つまでもないでしょう。もう出来上がってるんやから。図面出せないわけじゃないんです。先ほども言ったように、6番のホープフルマリンの図面出てるんですから、こういう図面が出せないわけじゃないでしょ。出来上がってるのに図面が出ないなんていうのはおかしいでしょうが。そんな理屈分かりませんか。架台は出来上がってる。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 再生エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例施行規則では事前協議のときには計画図面出してください、その後、事業計画を届けていただいて、着手届、完了報告までの流れになってますので、最終完成したときに参考として竣工図面を求めたいと思っております。途中の部材で図面をもらうっていう行為を必要とするかどうかというところがあるかと思うんですけども、今のところ町としてはその架台だけの図面というのは特に必要としてませんので、頂いていないと考えています。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） どない言うてええかな。あなた方は、住民説明会で業者が住民に説明したものと、実際が違ったら、それは業者の責任だけなんですか。業者が悪いんで、私と関係ない。そういう話なんでしょう。違うでしょうが、あなた方は少なくとも住民に責任を持ってるんですよ。住民側に立って架台と架台の図面が説明と違くと、今現実に違うとなったら、そら業者を指導するのは当たり前でしょうが、何で竣工待たなあかんのです。出来上がってるのに、架台ですよ。パネル張ってませんけども、5事業者はもう全て出来上がってるんでしょうが。そしてこんなんやって、ホープフルマリンの図面が出てるでしょうが。なぜ出せないことあるんです。なぜ断られるんです。住民課と農業委員会、なぜそんなやって齟齬があるんです。連携取ってやりなさいよ。それがこの営農型なんですよ。営農型の太陽光発電なのに、なぜばらばらで協議もせずに進んでるんです。一体なんですよ。営農型、架台があって、そして太陽光が発電します。しかし、下で先ほども言いましたように、櫛の栽培がおじゃんになったら、これは取壊し命令なんですよ、取り壊しなさいってことになるんです。なのにあなた方はいつまでも別々、話は別々、協議もしない。こういうことで進んでる。住民も別々、町も別々、業者も、そんなばかな話ないでしょうが。架台の図面求めます。もう一回答弁し

てください。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 完成した段階で竣工図面の提出はあるという、これはそのとおりであります。架台が完成すれば、ほとんど完成に近いというふうな認識にもなりますので、現段階での図面を提出を強く求めていきます。

議員言われるように、農業委員会と住民課は別という、別ではないんですが、農業委員会には法律、農業委員会に関する法律に基づいて進めているということがありますので、そこと住民課は若干立ち位置が違うというのは御理解いただいていることと思いますが、全体として町の大きな大きな課題、問題として捉まえているのはそれは変わりはありませんので、もう一度言いますが、架台ができた、それやったらその段階での図面を出すように強く業者に指導してまいります。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 必ずもらってください。ちょっと時間があまりないので急いでやります。

6番の説明会で、業者はこの6というのを出しました。ここに共同設計で、最強風速量39.7、最強風速量ってこんな言葉ないですけどね、彼らがこれでいいと思ってるんでしょう。それから、風速60メートル、風速60メートルまで耐えられますというのは、架台のこのどこにも載ってないです。なぜ彼らはこんなこと言うんでしょう。けしからんですよ。

それから6の1見てください。スクリー杭の2メートルのものを使用して、強度的にも十分と思えます。後段のこの度の2区画についても事業者のみが変わるだけなので説明は行いません。こういう最初の説明でした。

6の2見てください。これは4月22日出されたものですがけれども、事業者様の氏名の変更以外、一切ございません。一切ないって、名前だけ変わっただけ、こういう説明をしています。全く違います。架台はチェンジ・ザ・ワールドからホープフルマリンに2か所クリエイティブと変わってますけれども、最初の説明とは全く変わってきてる。また、今言ったように、こういうでたらめな説明をしている。

以前言いましたけれども、説明はめちゃくちゃですけど、例えば、危険じゃないですかって言ったら、プラス、マイナス両方触らなかったら大丈夫ですと、びりっとくるぐ

らいです、そんな話をしてみましたからね。

説明はむちゃくちゃなんですけれども、弁護士さんは、説明の義務ないと言ってるんです。そこまで言ってるんですよ。条例で、9条で説明しなさいよってというのは間接強制なんですよ。説明会を開かなかつたら、行政は国にこれ勧告しましたよって、説明会を開きなさいと勧告しましたよってことになるわけです。国は、条例を守りなさいというのは、そういうの書かれていますから、当たり前なことなんですよ。強制と一緒になんです。それやのに、弁護士さんは、間接強制でないから条例は下位に属するから、それは便宜上、便宜上はおかしいか、説明してるだけですよって、こういう立場なんですよ。これは非常に問題があると私は思います。

このところ問題があるので、指摘にとどめますけれども、説明会をするときは、こういうことでは駄目です。そして、説明会は、やっぱり当事者出てこない。こちらから聞いても、一向に答えが返ってこない、こういうことがあるわけです。したがって、説明会に当事者をよこすというのは、代理じゃ駄目ですよ。エコファームの人が出てなかったら農業のこと全然答えられないんですから。そういうことを指導してください。

しかし、業者は何て言っているか、輝産業が説明をします、これでいいです、業者と確認してます、こない言うんですよ。そこら辺どうですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 質問に答えさせていただきます。

私も申し訳ございません、この4月から住民課のほうへ着任させていただいて、事業の話お伺いさせていただいています。2事業所、チェンジ・ザ・ワールドとクリエイティブ・リアルティに関しましては、倒産とか撤退とかそういうことがありまして、事業者のほうが一歩フルマリンに変わるということになりました。

事業者が変更になった場合は、その事業者が変更になったことを地区住民の方に周知してくださいねということで前年度お願いしたところ、関係地区においては回覧での周知で結構ですということで、回覧を事業者のほうは準備されてたようです。実際、回覧を配布するに当たって、年度変わって今年度になって、回覧では困りますので、事業者変更についても説明会を行ってくださいという要請がありましたので、それでうちのほうからも、今までは回覧でっていう話であったんですけども、地区の説明会、開催していただかなければ、この事業前に進むことはできませんというお話をさせていただいて、地区住民に対して説明をしていただいたところです。その説明会において事業者の

変更というのは周知されて、その認識はしていただいたと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 業者は議事録を渡すと言いましたけれども、渡ってますか。

そしてそれを同じものを住民に渡すって言うんですけども、渡ってないですよ住民には、私区長さんに確認しましたがけれども、もらってないって言ってます。どうですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 議事録ってのは今回住民説明会された議事録ということですかね。議事録の提出を求められてるのは地区からということだと思いますので、事業者のほうに求めていただいたら結構かと思います。

以上です。

○6番（埴谷高夫） 町はもらってるの。

○住民課長（森谷克美） 概略のものはいただいています。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 今までこの業者はどういうことをやってきたかっていったらね、議事録を出して、その議事録が改ざんされてたといって問題にしたんですよ、この場で。改ざんされてるような議事録を役場に出して、そして住民側にも示さない。こういうのはおかしいでしょう。指導の対象になりませんか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 今までの改ざんされたかどうかというところは、ちょっと申し訳ございません、私もちょっと存じ上げないところあるんですけども、今回あくまで事業者が変更されたことを周知してくださいってということでお伝えし、それはもう周知したということでお話しいただいております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 事業者が変更されただけではないでしょうが、全て変わってまますでしょうが。事業者だけが変更されたんですか今度、違うでしょう。

10-1、10-2 見てください。

10-1 は、変更認定申請ですけども、これはパワーコンディショナー、給電用コンセント、ハイフンそれから JINKO SOLAR、変換効率が22、枚数が360、

形式番号全て違うんですよこれは、今のと。変更されてるでしょうが。それを何で事業所だけの変更の説明でいいんです。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 町としましては、あくまで今回、当該場所に設置されるものが営農型太陽光発電であること、発電の容量、事業者、事業開始はちょっとこちらの手続の都合上、遅延してるというのは致し方ないと考えておりますので、その中で事業者が変更されたということで、その周知をしていただきたいということで指導させていただいたところです。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 何のこっちゃよう分かれへん。

変更があったらね、住民説明会をすると、住民から聞かれたらそれに答弁すると、しかし答弁できない、答えられないことが多々あった。こういう中で説明会は終わってるんです。そして私、課長さんに言いましたね、これは説明会になってませんよ。こんなのは説明会やったって言えませんよと、これで終わりっていうことはないですよって念押ししました。これで終わりなんですか。終わりって始まってるから終わりなんでしょうけど、そんなんでもいいんですか。町長さんは、何遍も議会で住民に納得のいくように説明してくださいって何度も言ってきました。納得できてないんですから。というのは、まだ宿題がたくさん残ってるわけですから。それはそのまま進めていいんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 町といたしましては、あくまで先ほど、当初にも申し上げたんですけども、FIT認定の変更に関しましては、事業者が実施されるべきものでありまして、町としては関与しておりません。6月議会の際に、これ変更がパワコンの自立運転ですとか、給電用コンセントの有無とかがまだJPEAのほうのホームページで確認できないというようなお話もいただいたんで、直接JPEAの問合せもしたんですけども、今後、問合せに関しては事業者または所有者以外の問合せは一切受け付けませんってことで、JPEAのほうからお話しいただいてます。あくまで事業者が届けてたものを代行申請センターのほうで管理してるものなので、第三者の情報を提供すること自体が、もう今後は考えておりませんというお話でしたので、あくまで事業者が、今後は適切に届出をいただくということで考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そしたらね、これだけ確約してください。

10-1、10-2はカネマです。10-1は、ホープフルマリンですよ。10-1は、これは、変更計画の認定についての通知です。結果です。そして、10-2は変更申請書、認定の申請書ですよ。5事業所はこの変更認定の申請書が出て。結果が出てない、変更認定の通知はもらってません。そして、ホープフルマリンについては、申請書がないと。どちらも片方なんです。そして、これ比べようがない。一番最後のページ、10-2の最後にこの様式つけましたけれども、ここで14のところ、太陽光発電設備の設置形態、ここにちゃんと地上設置型、野立て、営農型、水上、ちゃんと区分けができてるでしょ。ここにチェックをつける、これが申請書です。

カネマは、ちゃんと営農型にチェックついてます。したがって野立てではない。こういう2つの申請が出て。すぐにこの5事業所についての変更認定についての通知もらってください。そして、ホープフルマリンについては、この変更申請書もらってください。それはいいですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 先ほどのJPEA代行センターのお話でもさせていただいたんですけど、あくまで事業者が申請センターに届ける書類になりますんで、頂けるかどうか分からないですけどお願いします。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） お願いしますじゃ駄目ですよ。必ずもらってください。なぜかという、2つ出てるんですから。出てるのがどちらも片一方しか出てないと。出せるわけですから、必ずもらってください。出せない理由がない。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 先ほど答弁でも申し上げさせていただいたんですけど、JPEA代行センターのほうとしては、あくまで申請者または管理者にしか情報は開示していないという話でしたので、業者のほうにはお願いベースで実施したいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 町長さん何でお願いベースです。それで向こうが駄目だったら駄目なんですか。教えてください。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 出てますね。もちろん今コピーいただいていますので、ですから、申請書とそして認定書が出てるわけですから、これはもらってますが、これではもう一方の出てないということがあるので、それは出すように事業者に対してしておきます。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で、埴谷高夫議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 11 時 34 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 09 分）

続いて、7番、七良浴 光議員。

（7番 七良浴 光 登壇）

○7番（七良浴 光） 私から2つのお尋ねをいたします。

1点目、鳥獣被害の対策について。

現在、電気柵、メッシュ柵、おり等の補助を行っていますが、鳥獣害被害は一向に減少していないのが現状であります。そこで、町有地等を活用した里山の再生を提案いたします。

なお、里山の再生とは、本来動物が近寄らない緩衝地として整備することを指すと思いますが、しかし最近では、緩衝帯であるべき国道、県道や町道、民家の庭にまで鹿やイノシシが出没している状況です。緩衝帯の効果は懐疑的に思われます。そこで、人里離れた町有の人工林を餌場となるような里山に造り変え、イノシシや鹿をその場所に誘引できれば、人里に下りてくることも少なくなり、農作物被害も減らすことができるのではないかとありますが、当局の考えをお伺いします。

2点目です。ホームヘルパーさんの業務内容及び報酬について。

ホームヘルパーさんの業務は在宅で福祉の援助を必要とする高齢者や、障害者の下に派遣されて、家事、介護を行うとなっているが、具体的な業務の内容について及び報酬について併せてお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

(7番 七良浴 光 降壇)

○議長 (美野勝男) それでは、七良浴 光議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長 (吉見将人) それでは、七良浴議員の1つ目の鳥獣害対策についての御質問にお答えさせていただきます。

町内の獣害による被害は減少しておらず、農家の皆様に大変な御迷惑をおかけしてございます。

当町における年間の獣害駆除でございますが、猟友会の御協力により、ニホンジカとイノシシの捕獲だけで年間600頭を駆除していただいております。

しかし、近年問題となっている鹿につきましては、自然界における増殖率が1.3倍と高いことや、駆除してもなお近隣市町から餌を求めて移動してきますので、生息数は増加しているものと考えてございます。

参考ではございますが、全国の鹿の生息数について申し上げますと、本州以南の鹿の生息数は、平成元年には約28万頭でございましたが、平成21年度には約200万頭を超え、令和3年度では約222万頭が生息していると推計されてございます。

全国の自治体では獣害駆除に取り組んでございますが、効果的な対策はないようでございます。

これらのことから、当町では、獣害駆除を進めつつ、農地を守るためメッシュ柵や電気柵の購入、捕獲おりの購入に対して補助金を交付し、近年の鹿の増加や物価上昇に対して制度の拡充を図ってまいりました。

さて、議員御提案の人里離れた町有林を餌場となるように整備することは、農作物被害を減らすための有効な方法の一つであると考えてございます。現状、町内の山林は杉、ヒノキの人工林が多いことや、植林してから定期的な間伐が行われていないため、ドングリなどの堅果類は少なく、下草が生えない状況であり、山には餌となるものが少ない

と思われます。

町有地の人工林を広葉樹等に植え替えるなどの整備を行い、野生動物を誘引できれば農作物被害を減らすことも可能であると考えられますので、里山整備を先進的に取り組まれている団体の情報を収集し、研究してまいりたいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、鳥獣害対策についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人 降壇)

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、私のほうから七良浴議員の2つ目の御質問、ホームヘルパーさんの業務内容及び報酬についてお答えします。

ホームヘルパーは、介護保険法や障害者総合支援法でサービスの名称は違いますが、業務内容は同じで、大きく分けて、身体介護、生活援助、通院等乗降介助があり、在宅で生活している介護が必要な方や、障害のある方が自立した生活を送れるよう支援を行っています。

身体介護は、食事、排せつ、入浴、更衣（服の着脱）の介助など、利用者の身体に直接触れて行うサービスで、生活援助は調理や洗濯、掃除、買物の代行といった家事の援助、病院への薬の受け取り代行なども行うサービスです。

通院等乗降介助は、ヘルパーが車の運転をし、車への乗車介助、車からの降車介助を行うサービスとなっております。サービス提供事業者には、各サービスの提供時間等に応じて定められた報酬が支払われます。それぞれの報酬単価は単位で表示され、人件費の地域格差を調整する地域区分等級により、各市町村で異なります。紀美野町は、基本となる1単位に10円を乗じた金額となります。

報酬単価の一例を挙げますと、身体介護では1時間のサービス提供で、介護保険は567単位、障害者制度では587単位、同様に生活援助では1時間のサービス提供で介護保険は220単位、障害者制度では239単位と定められております。

なお、介護保険では、身体介護と生活援助を組み合わせるサービス提供を行った場合に使用する報酬単価が別に定められています。

最後に、通院等乗降介助は1回につき、介護保険では97単位、障害者制度では102単位となっております。また、介護度の低い要支援等の認定を受けた方に対する訪問介護サービスの報酬単価については、町の介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定

めており、いずれも提供したサービスの単価数掛ける提供した回数の合計数が報酬となります。

以上、簡単ですが、ホームヘルパーさんの業務内容及び報酬についての答弁といたします。よろしく申し上げます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより議席で起立して質問、答弁をしてください。

7番、七良裕 光議員。

○7番（七良裕 光） それでは、鳥獣害対策について再度お聞かせ願います。

戦後の復興や、高度経済成長期を経て、里山を含む日本の山林は杉やヒノキへの植林が進み、餌となるドングリなどの広葉樹が少なくなったと聞いています。その上、林業労働者や山に関心のある人が少なくなり、人が山に入る機会が減ったことにより、人への警戒感も薄れ、野生動物の生息域が拡大し、餌を求めて町なかでも見かけるようになってきたと思われまます。

先ほど課長の答弁の中で、人里離れた町有地等に野生動物の餌場づくりとして整備を進めれば、被害を少しでも抑えることができるのではないかというようなお話の内容でございました。

そこで、現在、町では森林環境譲与税と地域おこし協力隊制度を活用して、自伐型林業を進めています。里山整備を公共事業や補助事業として取り組めば、獣害対策にもなり、また昨年から活動をしている地域おこし協力隊自伐型林業担当の卒隊後の仕事として発注することができれば、彼らの所得確保にもつながると思われまますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（美野勝男） 小川町長

○町長（小川裕康） 七良裕議員の御質問にお答えをいたします。

本当に鳥獣害対策っていうのは、紀美野町の基幹産業である農業の町でして、本当に一生懸命頑張っておりますけれども、これでいいということではないという認識をしております。

そんな中で、対策の一つとして、今議員も提案していただいた山にイノシシや鹿の食べる物がなくなってきたそういった現状を少しでも変えていくことによって、山へ戻るという、これは私も同感というんですか、そういうふうに認識しております。

町では令和4年度から小さな林業を進めていくということで、自伐型林業を推進してきてございます。もちろんこの背景には、紀美野の面積の75%を占める山をしっかりと管理、守っていく、そういうことで災害対策ということももちろんあると。そんな中での自伐型林業の推進ということで、昨年度は2名の地域おこし協力隊を隊員として着任して、いろいろ研修等頑張っておりますが、今年はまた2名が加わって、現在4名の地域おこし協力隊が日々訓練、研修を受けていただいております。

この制度、地域おこし協力隊を活用するということは、小さな林業を推進していくとともに、やはり若い人を町へ呼び込むというそういった側面もございますので、これは積極的に進めていきたい。ほかの地域おこし協力隊もそうではありますが、積極的に進めていきたい。その中で議員提案いただいた彼らの卒業後、今後、紀美野でもその林業を勉強した、林業をなりわいとしてやっていけるような形を町としてもしっかり考えていくべきじゃないかっていうふうにいただいておりますが、それは本当におっしゃるとおりでございますので、今4名の方々が体験、訓練をしていただいておりますが、今後は、紀美野町にもそうした自伐型林業の推進していく、そうした協議会的なものをつくって、そこが中心になって紀美野でその事業を広く展開していくということを強く考えております。幸いにも森林環境譲与税というのも紀美野町では令和6年度でも三千数百万、四千万円近い数字もいただいておりますが、そういったものを十分活用して、できるだけ、議員おっしゃられるように人里離れたところでそういった広葉樹の森を造っていく、それは、自伐型林業の方々にも力を借りながら進めていけたらなと思っておりますので、また御協力いただきたいということと、全国的にもそういう取組もあるというふうに少し聞いておりますので、一生懸命勉強して、町としても積極的に取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、どうぞ御協力のほどよろしく願いいたします。

○議長（美野勝男） 7番、七良浴 光議員。

○7番（七良浴 光） ありがとうございます。できるだけ前向きな御検討をお願いしたいと思います。

さて、2問目の訪問ヘルパーさんの業務内容についてでございますが、ただいま課長さんのほうから業務内容を聞かせてもらったところ、訪問先での業務でいろいろと家庭内で従事する食事の用意とか、また掃除とかといった説明があったんですが、食事の準備やら掃除によって出てくる家庭内ごみについては、どのような処理の仕方をされているのかお尋ねします。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは七良浴議員の御質問にお答えします。

現在、一人暮らしで要介護であったり、障害等によって自ら家庭用のごみを通常の方法により所定の収集場所へ出すことが困難な場合ですね、町のほうに申請いただいて、家族さんやヘルパーさんが本人に代わって、町が指定する場所6か所設定しておりますが、ごみを通常の場所と違うところでも出せるように、曜日が違って出せるように、特別ごみステーションっていう制度を設け、ごみ出し支援を行っているところです。

○議長（美野勝男） 7番、七良浴 光議員。

○7番（七良浴 光） 特別ごみ収集というお話でありましたが、ホームヘルパーさんに自宅へ来て、いろんな家庭内の用務をしていただく家庭は、やはりごみを特別なステーションに持っていくという行為すら自分ではできない、また家族が遠方に住んでおるとそれも難しいとすれば、ホームヘルパーさんをお願いをせざるを得ないと思うんですが、先ほどの業務の中身を聞かせてもらったところ、家庭内ごみを処理する業務が、業務内容の中ではお話がなかったように思いますが、それは業務内としてごみ出しが定められておるんですか、どうですか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） ヘルパーさんの仕事の中の生活援助ということで、ごみ出しの業務は含まれております。ただですね、地域、地域によってごみ出しの日であるとか、場所、曜日が限定されておりますので、ヘルパーさんが訪問されたときにですね、ごみ出しができるかというたら、そうではございません。ですのでヘルパーさんが訪問したときに持って帰ってもらえるようにですね、特別ゴミステーションっていうところを、本庁であるとか、福祉センターであるとか、支所であるとか、6か所設けてるんですけども、そこへヘルパーさんの協力、これは協力です、協力でそこへ持っていつてもらってるっていうことをしてもらっているところです。

○議長（美野勝男） 7番、七良浴 光議員。

○7番（七良浴 光） 協力と言ってますけれども、現実にはヘルパーさんにすれば、業務に当たるのではないかと思いますので、やはりそれは幾ばくかのごみ出しに対する報酬は、幾らぐらいの計算をして支払いをしているのか再度教えてください。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） ヘルパーさんにすれば、町からの依頼ということに

なるんで業務に当たるんですが、もうここについてはですね、町の実情ということで、もう理解を得て、無料でサービスしていただいておりますので、報酬はお支払いしてないところです。

○議長（美野勝男） 7番、七良裕 光議員。

○7番（七良裕 光） ちょっとその考え方はおかしくないですか。業務として命じているのにもかかわらず、サービスと。役場職員さんに変えれば、サービス残業的なことになるのと違うんですか。そこらの考え方、もう一回聞かせてください。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 七良裕議員おっしゃられるとおり、ヘルパーさんの業務の範疇外の業務をしてもらっているところで、その部分についてはですね、あくまでもお願いで今までしてもらってたところですが、負担になってるところは確かでございますので、それに対する支援っていうのも検討する必要はあるかと考えます。

以上です。

○議長（美野勝男） 7番、七良裕 光議員。

○7番（七良裕 光） 質問したら考えていかないかんとかという答弁ですけども、本来の業務でないものをサービスとして受けておるということ自体、問題あるのと違うんですか。何もホームヘルパーさんに家庭ごみを持ち帰ってもらって、特別ごみステーションへ持って行ってもらうという業務にこだわらなくとも、各家庭へ戸別回収をするという方法も方法論の中にあると思うんですが、そこらどうですか、検討しましたか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） その部分については、ヘルパーさんの負担になっているということで認識してございます。ヘルパーの不足と在宅での介護サービスの利用者もある一定数いる中で、ヘルパーの数も非常に多いわけではありません。その中でお願いしてる部分でありますので、戸別訪問も含めてですね、今現在検討しているところです。

県内でも9市町村が戸別訪問をして実施しているという情報も得ておりますので、その辺りのほうで支援ができないかということも十分検討しながらですね、ごみ出し、高齢者それから障害者の方のごみ出し支援について、検討して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 7番、七良裕 光議員。

○7番（七良裕 光） 今、ごみ出しの話をさせていただきましたけれども、実態、ホームヘルパーさんは役場からのサービス業務として、ごみ出しをしていることは事実かと思いますが、そのごみは各家庭へ巡回する車に積載して、特別集積所へ持つていくというような状況でないかと思われます。実態は分かりませんが。そういうような形でのごみの収集方法っていうのはいかがなものかと思うんですが、一般廃棄物の担当課長である住民課長にお尋ねしますが、こういう家庭ごみの収集運搬をそういう他の業務で使用する車両で運搬をするということについての御見解をお尋ねします。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 一般廃棄物の収集としてヘルパーさんに依頼をしていれば、それはちょっと問題になるかと思っているんですけども、あくまでもお願いというか、御協力ベースで、どうしても紀美野町、週に2回生ごみを集積してるところですか、週に1回しかごみ出しできないところというのがほとんどでございまして、それ以外の曜日に関しては、ゴミを出しても、収集今のところできてませんので、その代わりその曜日以外でも収集できるようなごみステーションを設置して、そちらのほうへ投函していただくことをお願いしている状況です。

以上です。

○議長（美野勝男） 7番、七良裕 光議員。

○7番（七良裕 光） 私が質問させていただいたのは、そういう家庭内で出たごみ、このごみをホームヘルパーさんが各家庭を巡回するときに使用する車両に積載して走行しているということについての考えを聞かせてもらったんで、再度、先ほどの答弁、聞き取りにくい部分が多々ありましたので、もう少し、マイクに近づけて、はっきりと御答弁願いたいと思います。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） すみません。申し訳ございません。

紀美野町内のごみの集積なんですけれども、週に2日のところと週に1日のところ、生ごみにしてなんなんですけれども、がほとんどでございまして。その日に朝からヘルパーさんが行っている場所であれば、その場所でごみを出して、収集っていうのは、一般廃棄物の収集事業者ができてるんですけども、それ以外の曜日にヘルパーさんが行かれています場所については、その日に家の前にごみを出しても収集の事業者が来ないという

ことで、ごみ出しに苦慮されているというお話がありましたので、町内6か所に特別ごみのステーションを設けまして、そちらへ投函いただければ、改めて収集事業者がまたごみを収集しに行く状況となっております。

ヘルパーさんの人乗せて移動されるような車に、ごみを乗せてる衛生面とかそういうのは、確かに気になる部分でもあるんですけど、ごみをいち早く、ごみ処理施設というんですか、ごみステーションへ投函できるっていう部分もありますので、御協力ベースでお願いしていただいている状況です。

以上です。

○議長（美野勝男） 7番、七良裕 光議員。

○7番（七良裕 光） 私の話はあまり届いてないようですけども、それでは、そういう先ほど住民課長が答弁の中で言われてましたほかの業務にも使用するようなものに一般廃棄物を積んでいくというのは好ましくないというようなお話であったと思いますのでね、やはり、先ほど保健福祉課長さんが言われた県内9市町ですか、が実施している戸別回収という方向にやはりしっかりと考えを向けていくということにはならないのですか。

特別ごみのセンターをこしらえていただいても、そこまでヘルパーさんが家庭内ゴミを運搬せなあかんのですよ。家庭内ごみが出てくる家庭っていうのは、普通、我々の日常生活で出てくるごみだけではないわけですよ。そういうことも考えて、保健福祉課長はサービスでやってもらっていると、涼しい顔をしながら言ってますけども、そこらまで理解してるんですか、再度お尋ねします。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 七良裕議員の御質問にお答えします。

本当に今までお願いベースです、訪問した御家庭のごみについて協力という形で、訪問用の車にですね、ごみを乗せて特別ステーションに運んでもらったという実情がございます。その辺りについてはですね、改善の方向へ持っていきたいとは考えているところですが、その方法論についてはですね、どのようにしたらいいかっていうのは今ちょっと関係の課と協議しているところがございますので、その辺りについて今後進めていけるようにですね、改善していきたいと考えております。以上です。

○議長（美野勝男） 7番、七良裕 光議員。

○7番（七良裕 光） 今後改善をしていくということですが、今までホームヘル

パーさんにサービスということで、ごみの搬送をお願いしておいたというわけですが、この業務として考えたときに、車両の燃料代、それからヘルパーさんの時間給、そういったものがかかってくるということは考えてなかったんですか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは七良浴議員の御質問にお答えします。

もちろん特別ゴミステーションを6か所設けてですね、事業所へ帰る際の帰りにごみを捨てていただけるよう場所を選定してやっているわけなんですけれども、もちろんちょっと立ち寄ってもらってごみを捨ててもらってという手間にはなっているのは確かでございます。その辺り燃料代、それから時間の部分っていうのは負担になっている部分ですので、その部分については改善していけるよう、進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（美野勝男） 7番、七良浴 光議員。

○7番（七良浴 光） まずそれは、今までに考えておくべきことだったと思いますので、私が提案したいのは、そういう費用とかということでなく、逆に一般廃棄物でございますので、できるだけ戸別回収、戸別収集という方向で考えていただきたいと思います。この9町村という話、先ほど課長さんからありましたけども、私も勉強不足で全ての町のことは勉強できてませんが、家庭ゴミサポート収集利用申請書とかそういった形で申請書を提出して週に1回でも戸別に収集に行くと、その収集に行く人については、市町村によっては清掃センター、また町の職員さん、またシルバー人材センターの職員さん、いろいろ様々な人が従事されているようですので、物が物だけにそうやって不特定の人が乗車するような車両にごみを積んで、何時間放置しとくんか分かりませんが、それを特別ステーションのほうへ持っていくのが朝車に積んで、夕方持つていくような状況になるかも分かりませんので、そういうことを回避するためにも、それぞれの家庭で出たごみは家庭で処理するように、戸別回収をぜひともお願いしたいと思いますが、そのことについてはどうですか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは七良浴議員の御質問にお答えします。

県内で9市町村実施して、いろいろなやり方で実施しているところがございますので、その辺り紀美野町に合ったやり方はどういうやり方なのかっていうところを研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 7番、七良浴 光議員。

○7番（七良浴 光） できるだけ早期に対応していただきたいと思います。それとともに今までのようなサービスをしていただいたというような、そんなような感じでの解決は今後はしないでいただきたいと思いますので、再度そこだけ念を押しときたいと思います。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 高齢者の困り事っていうのは様々な事情で、早急に対応したところのごみステーション、特別ゴミステーションっていうところで行ってたわけなんですけど、その辺りについては、衛生面上、業務負担上、負担になっておりますので、サービスということで処理をせずにはですね、行政の役割としてしっかり対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 7番、七良浴 光議員。

○7番（七良浴 光） 私は業務としてということを盛んに言ってますのは、ごみ出し支援については、特別交付税の算定基準に定められていると、ちゃんと公文書で厚生労働省から出てる書面には出てますんですよ。としたらサービスでやるのがおかしいんじゃないですか。最後に町長、そのことについてお考えを伺いたいと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長

○町長（小川裕康） 議員からいろいろ御提言もいただきました。私もそういうことを今やっただいてるともちろん認識はしておりました。ある意味ではだからヘルパーさんに甘えてた部分もあったのかなと思いますけれども、県内でもそういう形で戸別に回収してるっていうところも、今初めて申し訳ないです知ったところでもありますので、しっかりといろいろ勉強してですね、うちとしてのどういう形でできるかっていうのをしっかりと研究して、できるだけ早期に実施できるように進めていきたいとこのように思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（美野勝男） 以上で、七良浴 光議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終わります。

◎日程第2 議案第71号 令和5年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第3 議案第72号 令和5年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

- ◎日程第4 議案第73号 令和5年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第5 議案第74号 令和5年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第6 議案第75号 令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第7 議案第76号 令和5年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第8 議案第77号 令和5年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第9 議案第78号 令和5年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第10 議案第79号 令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（美野勝男） 日程第2、議案第71号、令和5年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、議案第79号、令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、9議案を一括議題とします。

9月10日に説明が終わっていますので、これから議案第71号に対し、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 質疑がないようですので、これで議案第71号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第72号、議案第73号及び議案第74号に対し、一括質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 質疑がないようですので、これで議案第72号、議案第73号及び議案第74号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第75号に対し、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 質疑がないようですので、これで議案第75号に対する質疑

を終わります。

続いて、議案第76号に対し、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 質疑がないようですので、これで議案第76号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第77号、議案第78号及び議案第79号に対し、一括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 質疑がないようですので、これで議案第77号、議案第78号及び議案第79号に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第71号から議案第79号については、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号から議案第79号については、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長及び監査委員を除く全委員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員は、議長及び監査委員を除く全議員を選任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日20日から25日までの6日間を休会とし、26日午前9時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長(美野勝男) 本日はこれをもって散会いたします。

(午後 1時54分)